

## 意見公募要領

**1 意見募集対象**

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会報告(案)－「5. 2GHz帯及び5. 6GHz帯を使用する無線LANの技術的条件」－

**2 資料入手方法**

準備が整い次第、電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

**3 意見の提出方法**

次のいずれかの方法により意見提出期限までに意見を提出してください。

意見を提出際は、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）をご記載してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

**(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合**

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから、意見を提出してください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

**(2) 電子メールを利用する場合**

連絡先窓口に記載の電子メールアドレス宛てに、意見を送付してください。

※件名に「無線LANの技術的条件に関する陸上無線通信委員会報告(案)に対する意見」と記載してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、可能な限り(1)の方法の利用をお願いいたします。

※可能な限りメール本文に意見、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）をご記載ください。

※添付ファイルを利用する場合、ファイル形式は、テキストファイル、Microsoft社Wordファイル又はJustsystem社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式を希望する場合は、事前に担当まで問合せください）。

※電子メールでの受取可能サイズは、メール本文等を含めて10MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

**(3) 郵送する場合**

次の住所に、別紙様式により、意見を送付してください。

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 あて

※別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、Microsoft社Wordファイル又はJustsystem社一太郎ファイル（他のファイル形式を希望する場合は、事前に担当まで問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

#### (4) F A Xを利用する場合

F A X番号(03-5253-5889)宛てに、別紙様式により、意見を送付してください。

※必ず、連絡先窓口の担当に電話連絡した後で、送付してください。

※別途、電子データによる意見の送付をお願いする場合があります。

### 4 意見提出期限

平成29年11月16日（木）17時（郵送の場合も同日必着とします。）

※意見提出期限経過後においても、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに意見を記載し、送信することは可能ですが、意見提出期限経過後においては意見として受付は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

### 5 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、意見募集対象の該当ページ・該当箇所等を記載してください。
- ・提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室にて配布します。
- ・ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。なお、連絡担当者の氏名は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象ではない意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いた上で公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 連絡先窓口

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

担 当 馬場課長補佐、柏崎第一マイクロ通信係長

電 話 03-5253-5886 (直通)

F A X 03-5253-5889

電子メールアドレス fix-micro\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しています。送信の際は、「@」に変更してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省 総合通信基盤局  
電波部 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「陸上無線通信委員会 報告(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |